

職業安定分科会(第 221 回)	資料1－2
令和8年2月 26 日	

職業安定法施行規則の一部を改正する省令案概要

職業安定法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省職業安定局需給調整事業課

1. 改正の趣旨

- 有料職業紹介事業者は、事業所ごとに専属の職業紹介責任者を自己の雇用する労働者の中から選任することとされているところ、規制改革実施計画（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、職業紹介サービスの質の確保を前提とした上で、デジタル技術を徹底活用すること等により、一定の要件を満たす場合には、職業紹介責任者に複数事業所を兼任させることを可能とする方向で見直しを検討することとされた。
- 見直しの具体的な内容については、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において議論し、成案を取りまとめた。これを踏まえ、職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号。以下「規則」という。）において、所要の措置を講ずるもの。

2. 改正の概要

○ 職業紹介責任者の兼任【規則第 24 条の 6 第 1 項関係】

有料職業紹介事業者が事業所を新設する場合にあっては、当該事業所（以下「新設事業所」という。）を新設する事業年度の翌事業年度末までの間、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者（職業紹介責任者として実務に従事した期間が通算して 10 年以上である者に限る。）を新設事業所の職業紹介責任者として兼任させることができることとする。この場合において、当該他の事業所（以下「既存事業所」という。）又は新設事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の合計の人数は、職業紹介責任者 1 人につき 50 人以下とする。

また、既存事業所又は新設事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数が 50 人を超えるときは、当該職業紹介に係る業務に従事する者の数が 50 人を超える事業所の職業紹介責任者のうち少なくとも 1 人以上は、当該事業所に専属の職業紹介責任者とする。

○ 兼任させるにあたって提出する書類【規則第 23 条関係】

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（以下「法」という。）第 32 条の 7 第 1 項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出（事業所の新設に当たって有料職業紹介事業者が職業紹介責任者を兼任させる場合に限る。）にあっては、規則第 23 条第 2 項の有料職業紹介事業変更届出書には、当該新設する事業所に係る規則第 18 条第 3 項第 1 号チからルまでに掲げる書類及び当該兼任に関する書類を添付しなければならないこととする。ただし、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者を当該新設する事業所の

職業紹介責任者として引き続き選任したとき又は兼任させたときは、同号又に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しないこととする。

○ その他所要の改正を行う。

※ 職業紹介サービスの質を確保する観点から、職業紹介責任者が兼任する事業所については、次の留意事項を遵守することを許可条件として付すこととする。

- ・ 情報通信技術を活用した統括管理を行うための連携体制の整備を行うこと
- ・ 必要に応じて実地管理に切り替えることが可能な体制を確保すること
- ・ 統括管理の実施状況の継続的確認及び必要な改善を行うこと
- ・ 都道府県労働局による指導監督等の実施に当たり職業紹介責任者を兼任させていることによる支障を生じさせないこと

3. 根拠条項

○ 職業安定法第 32 条の 7 及び第 32 条の 14

4. 施行期日等

○ 公 布 日：令和 8 年 3 月中旬（予定）

○ 施行期日：令和 8 年 4 月 1 日